

平成 26 年 2 月 14 日

安藤証券株式会社

美らネット 24『美らネット 24 証券総合取引口座 開設申込基準 (法人)』ルール新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
<p>取引残高報告書</p> <p>取引残高報告書は、取引があった場合、原則として 4 半期（3 ヶ月）ごとに作成しその翌月の第 5 営業日までに交付いたします。取引がない場合は年に 1 回の交付とします。しかし、お客様から個別にご請求があった場合は、その都度交付いたします。この場合、お申込まないでから交付までに若干の時間をいただく場合があります。<u>また、信用取引口座、先物・オプション取引口座を開設されているお客様については原則毎月交付いたします。取引残高報告書の記載内容はお預かり金銭、証券等の残高、前回作成時以降の取引状況等を一覧表示したものです。ご確認くださいませたら、取引報告書と同様によくご確認ください。特に、信用取引、先物・オプション取引をご利用いただいている方は毎月“取引残高報告書(同意要)”としてご同意の必要な書面が交付されます。この書面は交付日を含む月の翌月の 15 日(該当日が非営業日の場合は繰上げ)までにご同意いただかないと取引を制限させていただくことがありますので、充分ご注意ください。また、ご同意いただかなかったことに起因する制限により損害が発生した場合、当社は一切その責任を負わないものとします。</u></p>	<p>取引残高報告書</p> <p>取引残高報告書は、取引があった場合、原則として 4 半期（3 ヶ月）ごとに作成しその翌月の第 5 営業日までに交付いたします。取引がない場合は年に 1 回の交付とします。しかし、お客様から個別にご請求があった場合は、その都度交付いたします。この場合、お申込まないでから交付までに若干のお時間をいただく場合があります。<u>但し、信用取引口座、先物オプション取引口座を開設された場合は交付する頻度・内容が下記の内容となります。</u></p> <p><u><信用取引口座を開設されている場合></u></p> <ul style="list-style-type: none">● <u>包括再担保契約に同意されている場合</u> お取引・未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した取引残高報告書に担保明細を追加した「取引残高報告書 (明細書兼用)」を、翌月の第 5 営業日までに交付いたします。担保明細書はお客様ご自身で必ずご確認ください。● <u>包括再担保契約に同意されていない場合</u> お取引・未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した「取引残高報告書 (同意要)」を、翌月の第 5 営業日までに交付いたします。当書面が交付さ

再担保契約

美らネット 24 において信用取引をご利用していただく場合、振替決済口座にて管理いたしております株式等を代用有価証券として差し入れていただくこととなります。また当社は証券金融会社から資金・株式等を調達するために、お客様から代用有価証券として振替決済口座にて管理いたしております株式等をそのまま担保として差し入れます。そのため、前項の“取引残高報告書(要同意)”にご同意いただくものといたします。

れた場合、翌月の 15 日（休日の場合は直前営業日）までにご同意いただく必要がございます。所定の期日までにご同意いただけない場合、それ以降の新規取引を制限させていただきます。なお、美らネット 24 では再担保同意の方法は「包括再担保同意」のみとさせていただいておりますので、月次の「取引残高報告書（要同意）」にご同意いただくだけでは、新規建て取引規制の解除は行いませんので、予めご了承ください。

＜先物オプション取引口座を開設されている場合＞

お取引又は未決済建玉がある場合、月末の残高・建玉状況を記載した“取引残高報告書(同意要)”を、翌月の第 5 営業日までに交付いたします。当書面が交付された場合、翌月の 15 日（休日の場合は直前営業日）までにご同意いただく必要がございます。また、ご同意いただかなかったことに起因する制限により損害が発生した場合、当社は一切その責任は負いかねますので充分ご注意ください。

包括再担保契約

美らネット 24 において信用取引をご利用していただく場合、振替決済口座にて管理いたしております株式等を代用有価証券として差し入れていただくこととなります。また当社は証券金融会社から資金・株式等を調達するために、お客様から代用有価証券として振替決済口座にて管理いたしております株式等をそのまま担保として差し入れます。不特定多数のお客様の分をまとめて手続きする都合から、使用する担保は「混同」となります。そのため、お預かり株式等を「混同担保」として利用する旨のご同意が必要となります。美らネット 24 では、原則として包括再担保契約にご同意いただくことをご了承いただくことと致しております。信用取引口座を開設されている方は「包括再担保契約に基づく担

保同意書」にてご同意いただきますようお願いいたします。(包括再担保契約にご同意いただけないお客様は、上記「取引残高報告書 <信用取引口座を開設されている場合> ●包括再担保契約に同意されていない場合」に記載のとおりとします。)

なお、お取引のあった月又は月末時点で未決済建玉のある月の翌月に交付いたします“取引残高報告書(要同意)”でもご同意いただけますが、「包括再担保契約に基づく担保同意書」にご同意頂いていない場合、信用取引の新規建を制限させていただきますので、予めご了承ください。

付則

この変更は、平成 26 年 2 月 24 日から適用します。